

令和7年度第2回
岸和田市都市計画審議会
議 案 書

議案番号	案 件 名	頁
第1号議案	南部大阪都市計画生産緑地地区の変更（岸和田市決定）	1～20
第2号議案	南部大阪都市計画生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定	21～37

令和7年11月12日（水）開催

第1号議案

南部大阪都市計画生産緑地地区の変更(岸和田市決定)

都市計画生産緑地地区を次のように変更する。

I. 変更内容

1. 生産緑地地区の変更概要

		地区数	面 積
追 加	指定希望申出に伴う地区の追加	3地区	約 + 0.69 ha
	地区名の追加 (継続)	0地区	約 — ha
区域変更	指定希望申出に伴う区域の変更	1地区	約 + 0.13 ha
	買取り申し出等に伴う区域の変更	7地区	約 △ 0.65 ha
	公共施設等の設置に伴う区域の変更	2地区	約 △ 0.09 ha
廃 止	買取り申し出に伴う地区の廃止	6地区	約 △ 0.52 ha
	地区の統合に伴う地区名の廃止	0地区	約 — ha

2. 生産緑地地区の変更箇所

名 称	位 置	面 積	備 考	図面 番号
三田町77	岸和田市三田町地内	約 0.47 ha	追 加	1
三田町78	岸和田市三田町地内	約 0.05 ha	追 加	1
三田町79	岸和田市三田町地内	約 0.17 ha	追 加	2
池尻町1-1	岸和田市池尻町及び今木町地内	約 0.31 ha	区域変更	3
今木町8	岸和田市今木町地内	約 0.05 ha	区域変更	3
摩湯区画13	岸和田市摩湯町地内	約 0.22 ha	区域変更	4
吉井町7-2	岸和田市吉井町二丁目地内	約 0.11 ha	区域変更	5
小松里町78-1	岸和田市小松里町地内	約 0.04 ha	区域変更	6
小松里町80	岸和田市小松里町地内	約 0.04 ha	区域変更	6
額原町6-1	岸和田市額原町及び下松町地内	約 0.56 ha	区域変更	7
下松町45-1	岸和田市下松町四丁目地内	約 0.26 ha	区域変更	8
下松町62-1	岸和田市下松町及び尾生町地内	約 0.63 ha	区域変更	9
上松町42-1	岸和田市畑町及び上松町地内	約 0.53 ha	区域変更	10

名 称	位 置	面 積	備 考	図面 番号
中井町1	岸和田市中井町二丁目地内	約 一 ha	廃 止	11
磯上町28	岸和田市磯上町四丁目地内	約 一 ha	廃 止	12
磯上町4	岸和田市磯上町五丁目地内	約 一 ha	廃 止	13
箕土路町28	岸和田市箕土路町二丁目地内	約 一 ha	廃 止	14
下池田町31-4	岸和田市下池田町一丁目地内	約 一 ha	廃 止	15
尾生区画45	岸和田市尾生町四丁目地内	約 一 ha	廃 止	16

3. 生産緑地地区面積の新旧対照表

	地区数	面 積
変更前	569 地区	約 96.27 ha
変更後	566 地区	約 95.83 ha

II. 理由

本市の市街化区域内において、災害時の避難地の確保、健全な都市生活の確保等、市民の良好な生活環境の確保につながる農地等の計画的な保全を行う必要があり、更に市街化区域内の公共施設等の計画的な整備に有用な保留地を確保する必要がある。

それ故、良好な都市環境の形成に資するものとなる生産緑地地区の追加指定を行うものである。

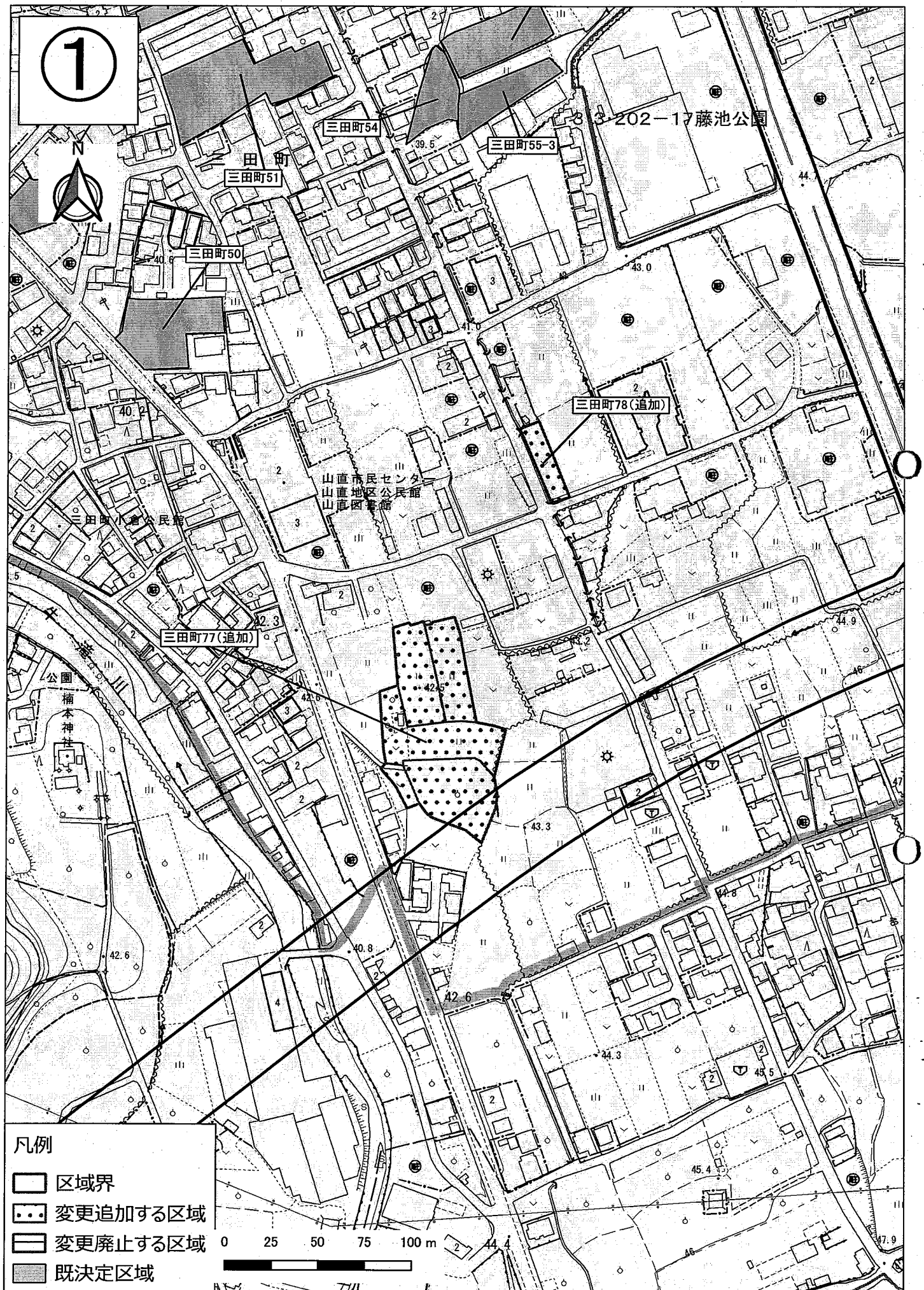
また、生産緑地法第10条の規定による買取り申出があり、同法第14条の規定により同法第7条から第9条までの規定が適用しない地区及び指定要件不足になった地区等について、廃止・区域変更を行うものである。

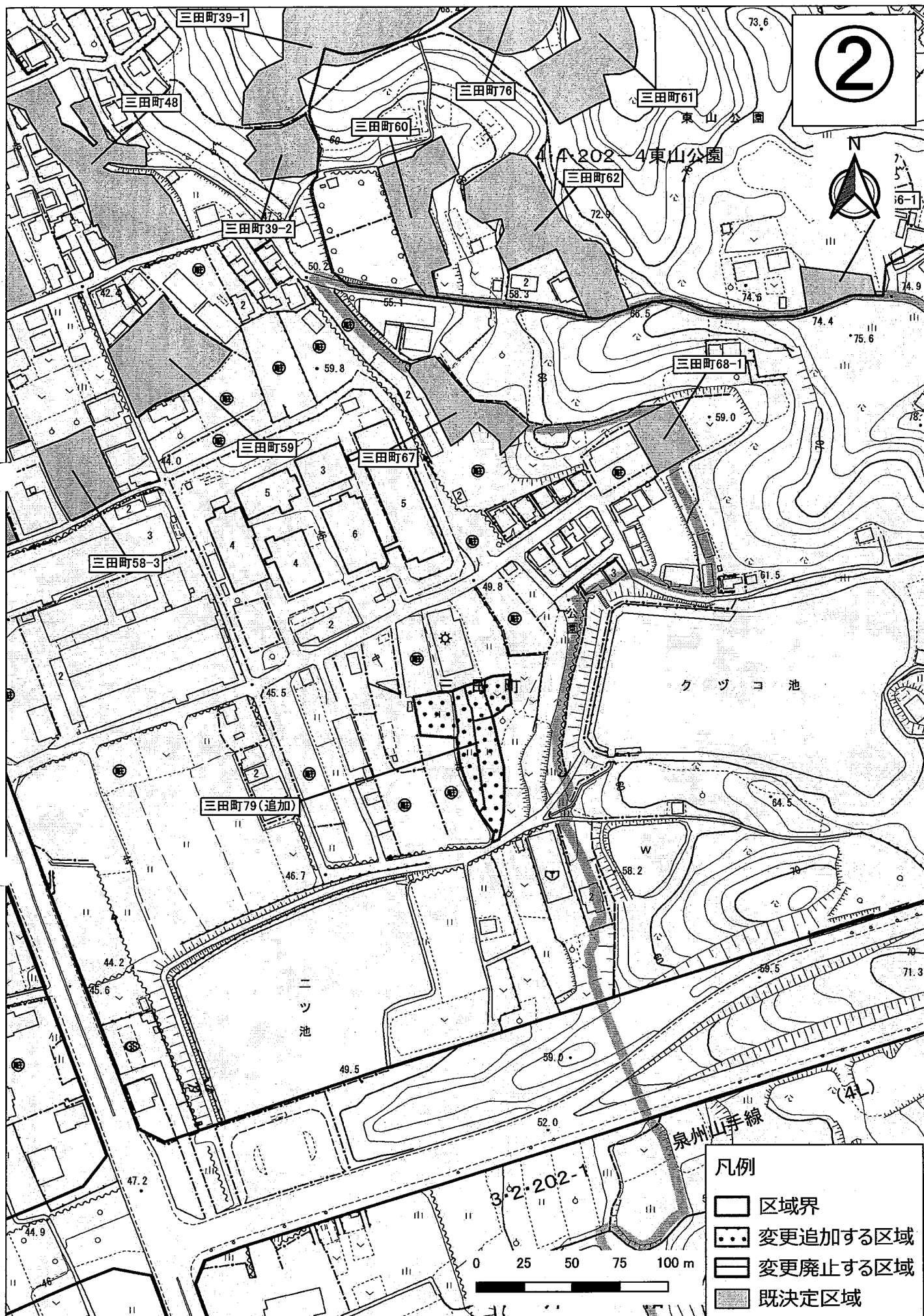
上記理由から本案のとおり生産緑地地区を変更するものである。

Ⅲ. 新旧対照表

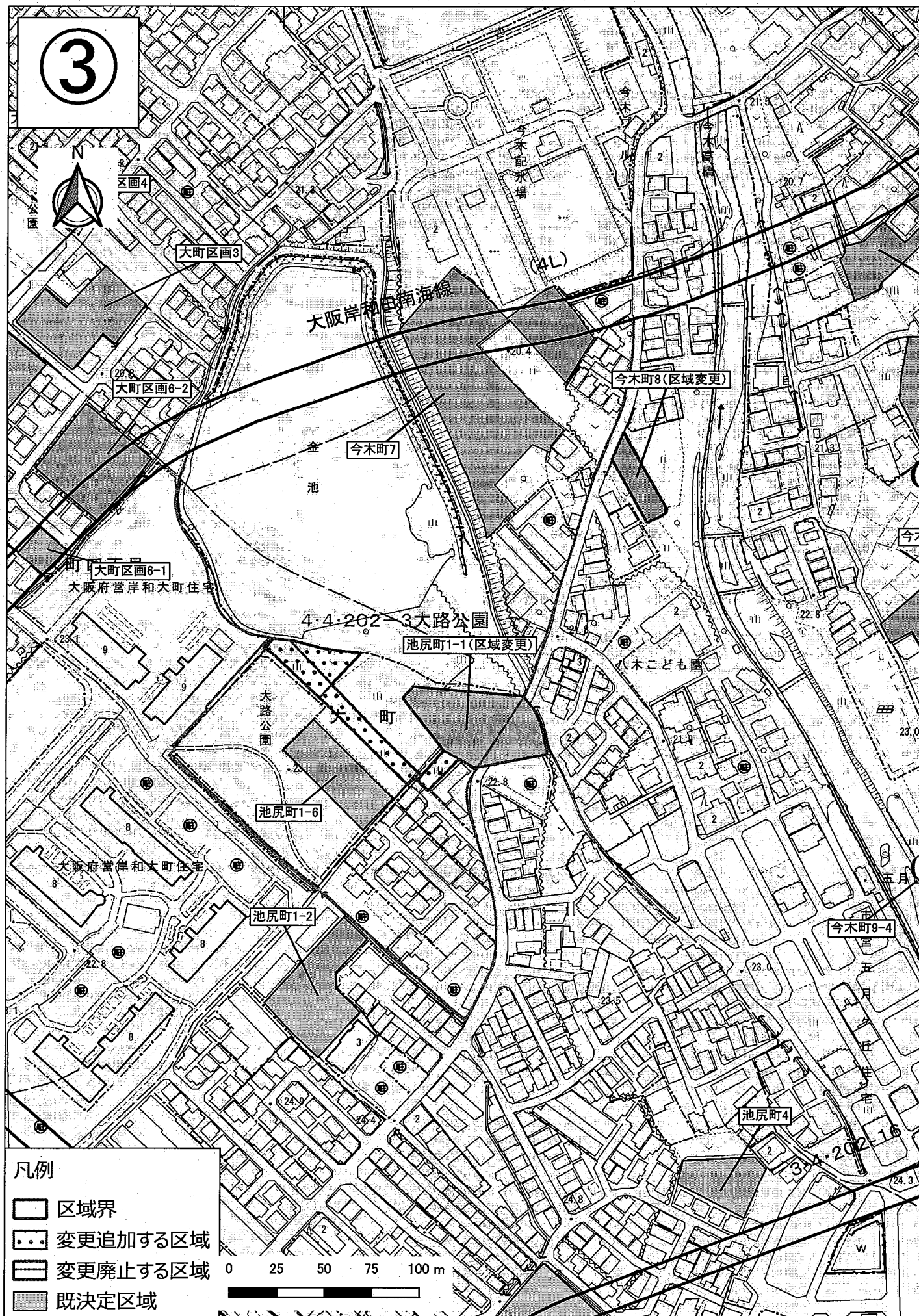
名 称	位 置	変更前面積 ----- 変更後 (ha)	追 加 区域変更 廃止の別	変 更 理 由	図 面 番 号
三田町77	岸和田市三田町地内	約----- 0.47	追 加	都市計画決定権者の判断による追加	1
三田町78	岸和田市三田町地内	約----- 0.05	追 加	都市計画決定権者の判断による追加	1
三田町79	岸和田市三田町地内	約----- 0.17	追 加	都市計画決定権者の判断による追加	2
池尻町1-1	岸和田市池尻町及び今木町地内	約----- 0.18 0.31	区域変更	都市計画決定権者の判断による追加に伴う区域変更	3
今木町8	岸和田市今木町地内	約----- 0.05 0.05	区域変更	公共施設の設置（二級河川牛滝川河川改修事業）に伴う都市計画決定権者の判断による区域変更。	3
摩湯区画13	岸和田市摩湯町地内	約----- 0.41 0.22	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申し出（故障）後の行為制限解除による区域変更	4
吉井町7-2	岸和田市吉井町二丁目地内	約----- 0.24 0.11	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申し出（故障）後の行為制限解除による区域変更	5
小松里町78-1	岸和田市小松里町地内	約----- 0.08 0.04	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申し出（指定から30年経過）後の行為制限解除による区域変更	6
小松里町80	岸和田市小松里町地内	約----- 0.09 0.04	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申し出（指定から30年経過）後の行為制限解除による区域変更	6
額原町6-1	岸和田市額原町及び下松町地内	約----- 0.64 0.56	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申し出（故障）後の行為制限解除による区域変更	7
下松町45-1	岸和田市下松町四丁目地内	約----- 0.38 0.26	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申し出（故障）後の行為制限解除による区域変更	8
下松町62-1	岸和田市下松町及び尾生町地内	約----- 0.72 0.63	区域変更	公共施設の設置（都市計画道路田治米畑町線）に伴う都市計画決定権者の判断による区域変更。	9
上松町42-1	岸和田市畑町及び上松町地内	約----- 0.57 0.53	区域変更	生産緑地法第10条に基づく買取り申し出（指定から30年経過）後の行為制限解除による区域変更	10
中井町1	岸和田市中井町二丁目地内	約----- 0.06 —	廃 止	生産緑地法第10条に基づく買取り申し出（故障）後の行為制限解除による地区の廃止	11
磯上町28	岸和田市磯上町四丁目地内	約----- 0.09 —	廃 止	生産緑地法第10条に基づく買取り申し出（死亡）後の行為制限解除による地区の廃止	12
磯上町4	岸和田市磯上町五丁目地内	約----- 0.14 —	廃 止	生産緑地法第10条に基づく買取り申し出（死亡）後の行為制限解除による地区の廃止	13
箕土路町28	岸和田市箕土路町二丁目地内	約----- 0.09 —	廃 止	生産緑地法第10条に基づく買取り申し出（死亡）後の行為制限解除による地区の廃止	14
下池田町31-4	岸和田市下池田町一丁目地内	約----- 0.06 —	廃 止	生産緑地法第10条に基づく買取り申し出（指定から30年経過）後の行為制限解除による地区の廃止	15

名 称	位 置	変更前面積 ----- 変更後 (ha)	追 加 区域変更 廃止の別	変 更 理 由	図 面 号 番 号
尾生区画45	岸和田市尾生町四丁目地内	0.08 約----- —	廃 止	生産緑地法第10条に基づく買取り申し 出（死亡）後の行為制限解除による地区 の廃止	16
変更地区		3.88 約-----	計		
合 計		3.44			
都市計画 区 域 合 計	(変更前) 569地区 (変更後) 566地区	96.27 約----- 95.83	追 加 区域変更 廃 止	3 地区 10地区 6 地区	



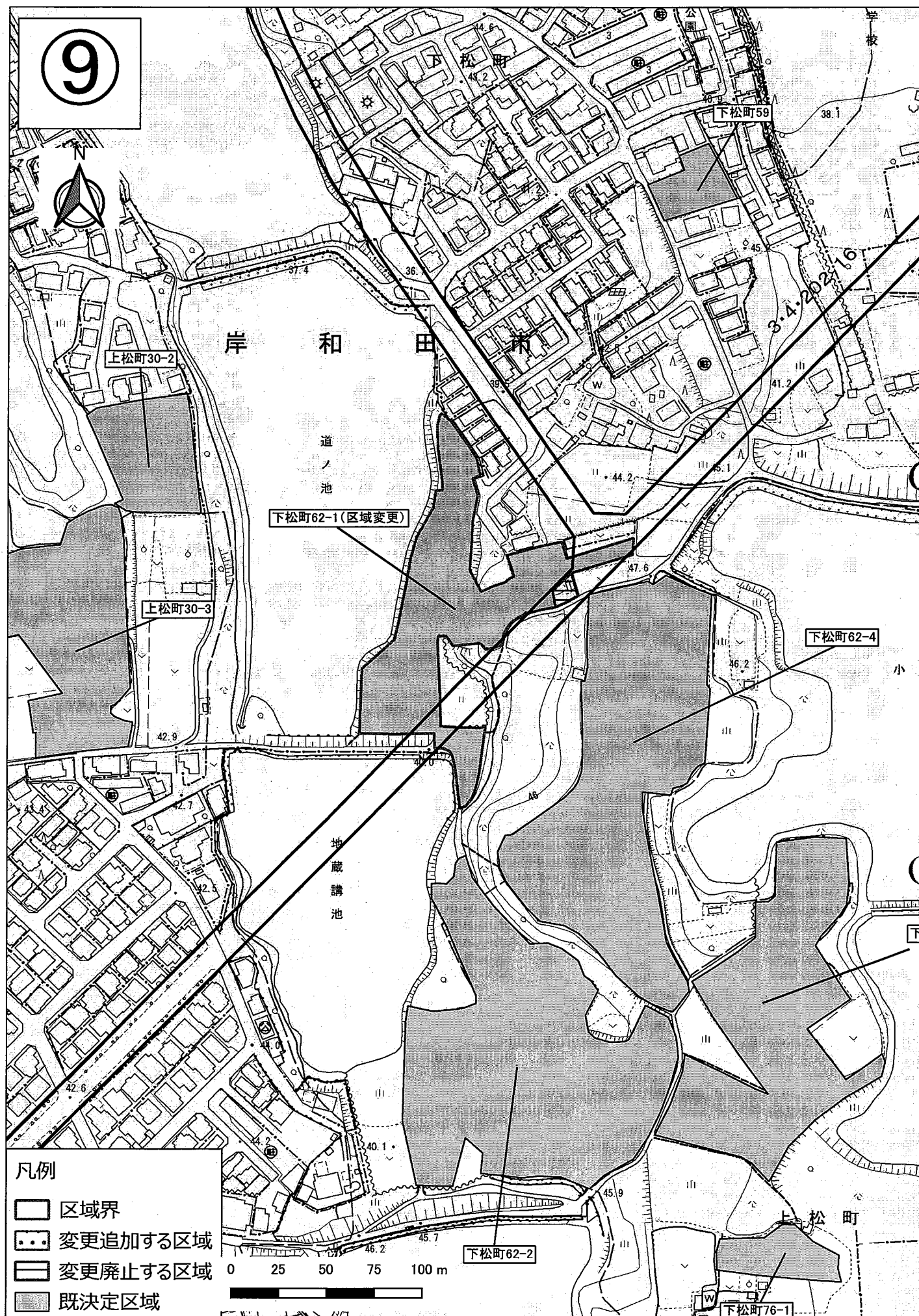


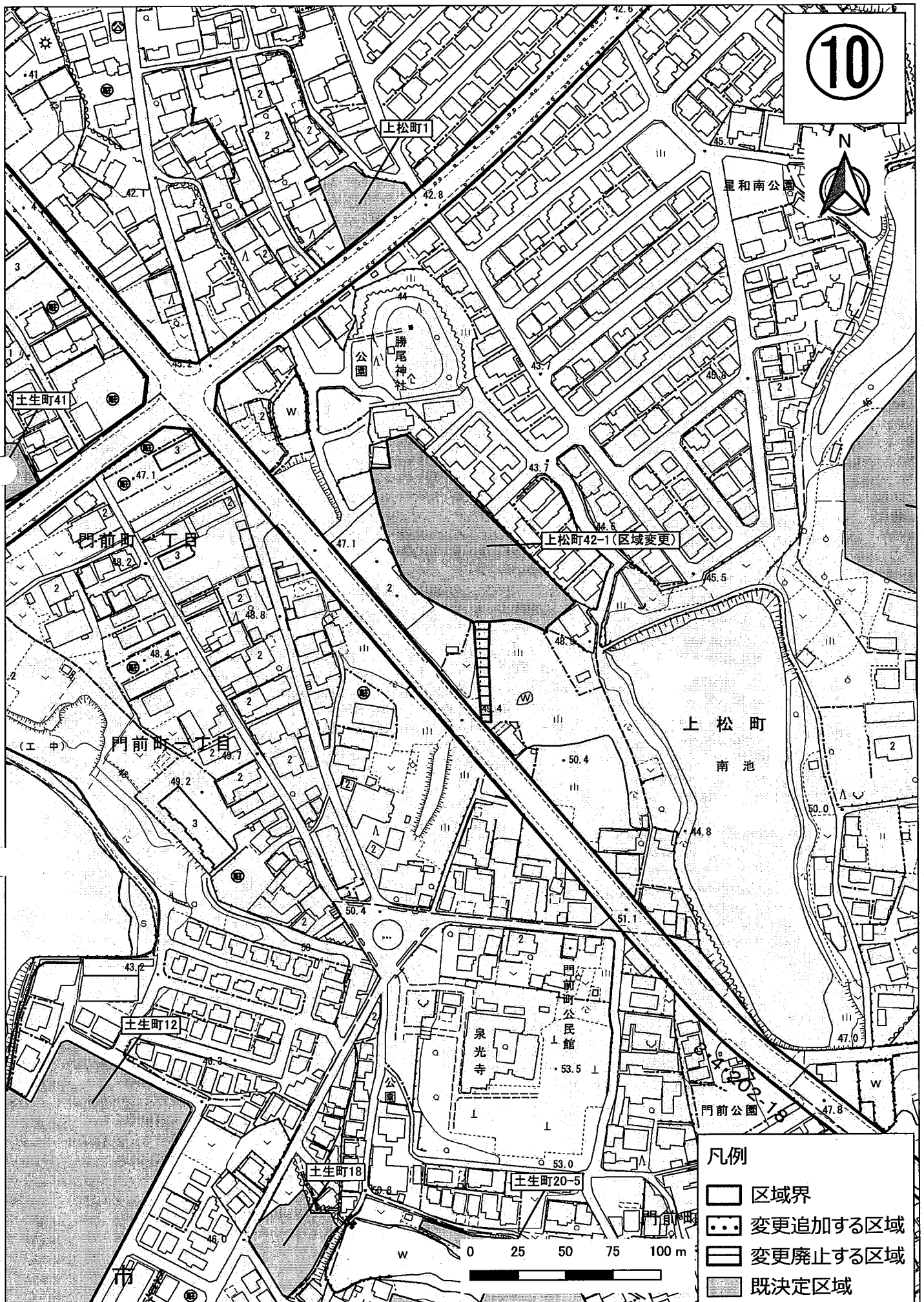
③



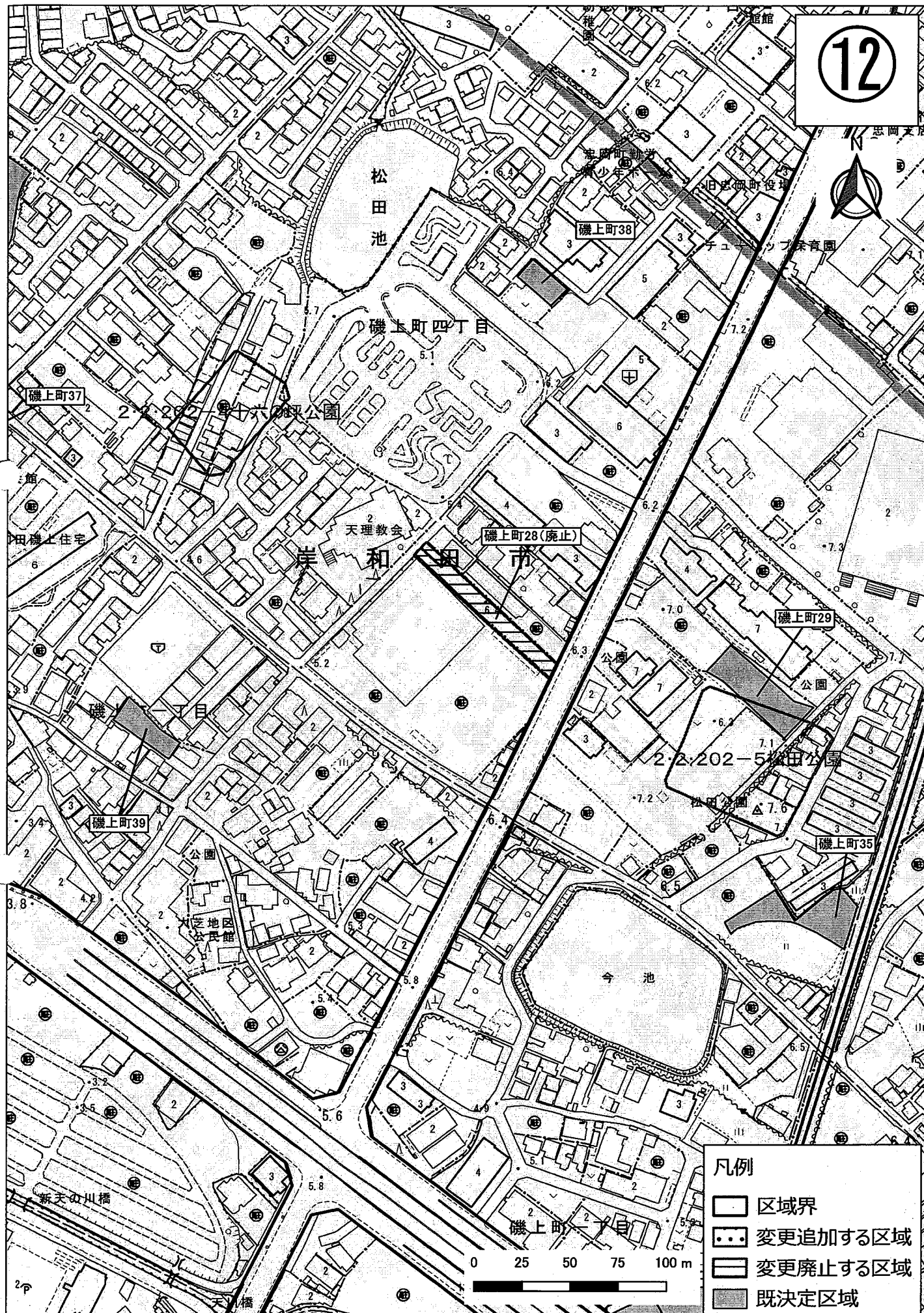








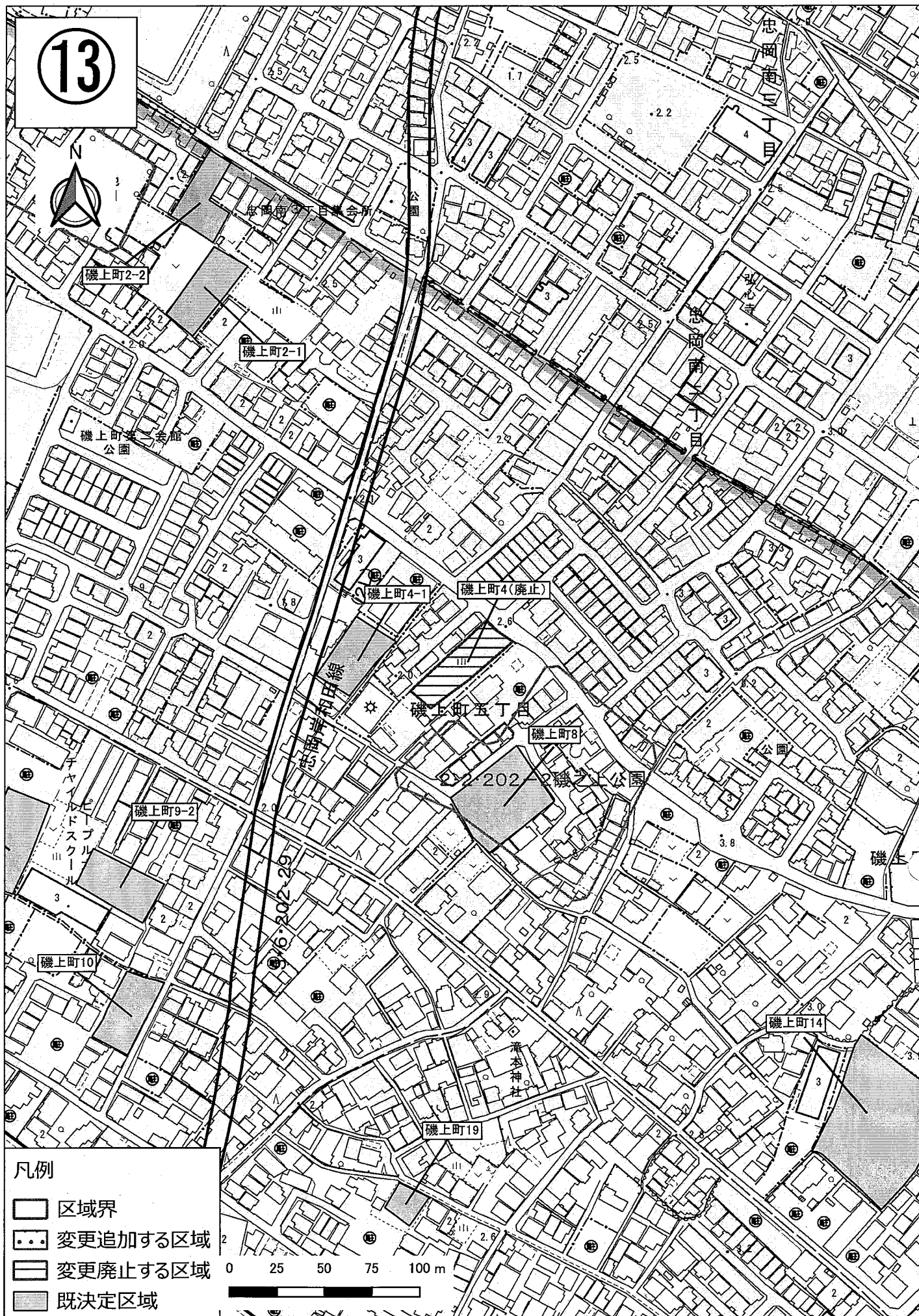
12



凡例

- 区域界
- 変更追加する区域
- 変更廃止する区域
- 既決定区域

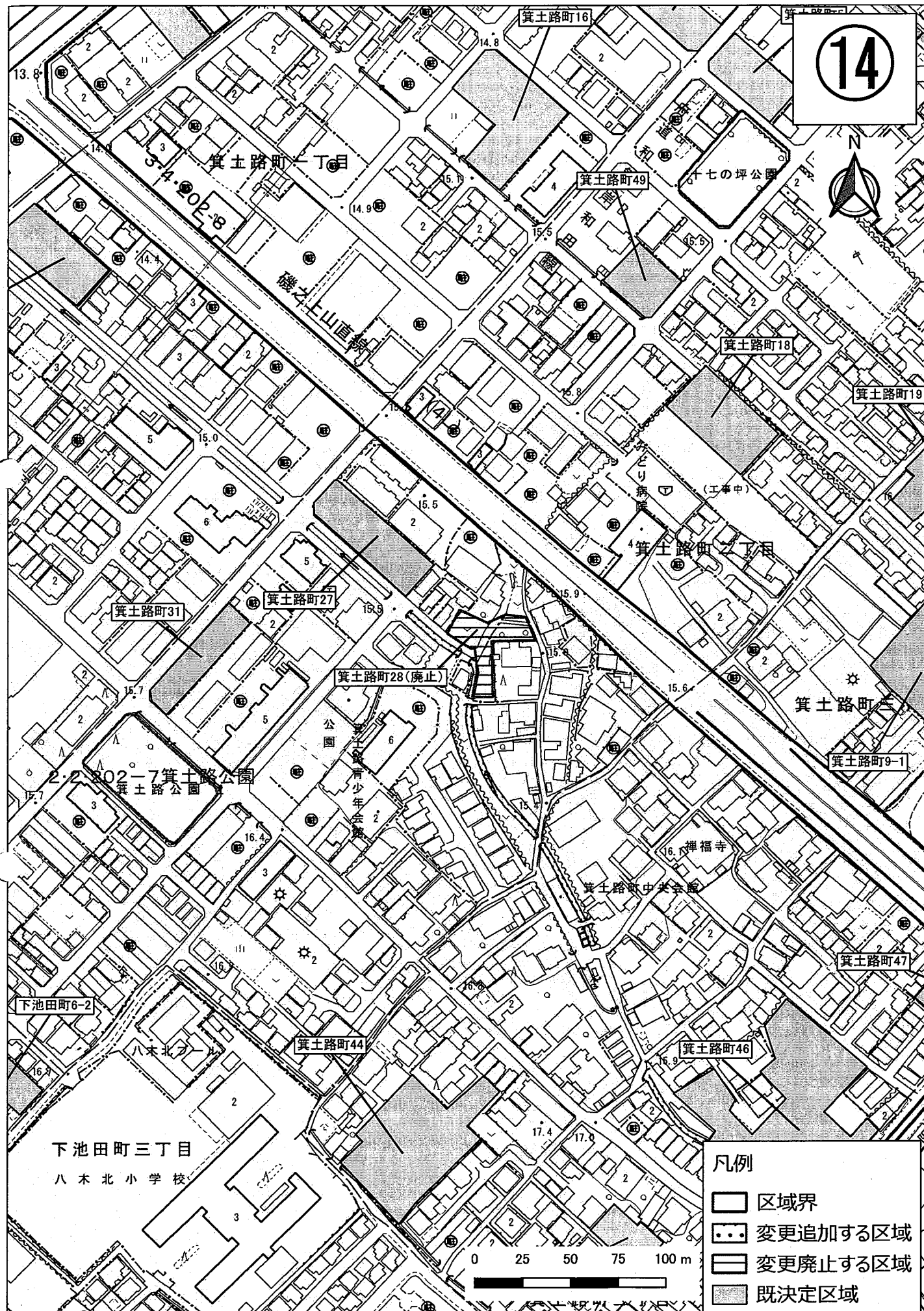
13

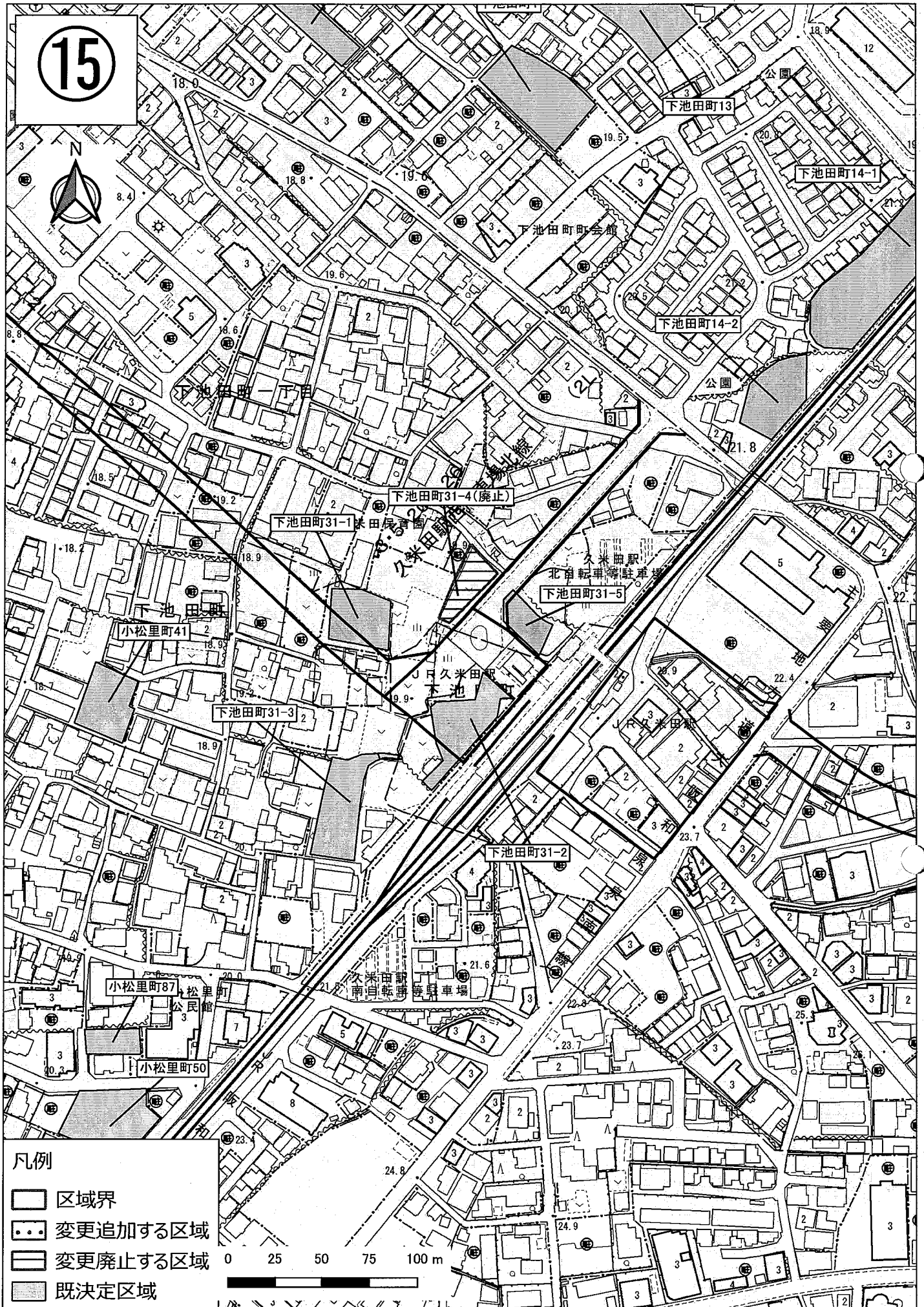


凡例

- 区域界
- 変更追加する区域
- 変更廃止する区域
- 既定区域

0 25 50 75 100 m





第2号議案

南部大阪都市計画生産緑地地区にかかる特定生産緑地の指定

I. 特定生産緑地に指定する生産緑地地区一覧

番号	生産緑地地区 名 称	今回指定の特定生産緑地			図 面 番 号
		位 置	面 積	備 考	
1	下池田町31-3	岸和田市下池田町及び小松里町地内	約 0.12 ha	一部指定	7
2	土生町20-2	岸和田市土生町地内	約 0.07 ha	一部指定	15
3	上松町15-2	上松町五丁目地内	約 0.08 ha	一部指定	11
計		3地区	約 0.27 ha		

参考) 特定生産緑地指定状況

	地区数	面積	備考
生産緑地地区	566地区	約 95.83 ha	
特定生産緑地指定	505地区	約 81.72 ha	買取申出等により 約0.65ha指定解除